

マージン率等の公開について

「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は毎年事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開致します。

（法第23条第5項）

事業所	本社
所在地	東京都中央区日本橋小伝馬町10番11号日本橋府川ビル

※2019年5月末時点

派遣労働者数	7
派遣先事業所数	1
労働者派遣の料金（1日8時間当たりの平均） ①	22,250 円
派遣労働者の賃金（1日8時間当たりの平均） ②	17,115 円
マージン率（①-②）÷①	23.08 %

マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（福利厚生費、有給取得、採用費、労務管理費、教育訓練費等）なども含まれております。